本資料は市民向け案内です。制度理解のため、事業者様におかれましても内容をご理解いただけるようお願いします。

介護保険住宅改修費の支給について
（危険防止や移動の円滑化のために自宅を改修した場合は、その費用の一部を支給します。）

令和5年1月改定

要介護者の方が自宅で自立した生活を継続する上で、段差の解消や手すりの取付けは、危険防止や移動の円滑化のために役立つとともに介護をしている方の負担軽減につながります。

介護保険では、このような改修をされた方に、住宅改修費として最高１８万円を支給します。

なお、支給にあたっては、工事を始める前に事前の申請が必要となります。

※領収書記載日時点における負担割合が適用となります。（平成２７年８月１日より）

１　住宅改修費の支給対象となる工事の種類

① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え

２　ご利用できる方

介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方で過去に住宅改修費の支給を受けたことがない方です。ただし、次の方はご利用になれます。

① 前回住宅改修した家屋と、今回住宅改修した家屋が違う方 ※転居した場合
② 前回住宅改修した時点での要介護度から3段階以上上がった方 ※要支援2･要介護1は同一扱い
③ 前回実施した住宅改修費の支給対象工事費用が２０万円未満であった方 ※残額のみ

３　支給される額

住宅改修費の支給対象となる工事に支払った費用（上限２０万円）の9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割※1）について支給されます。

例　１０万円の工事の場合　→　　9万円（8万円又は7万円※1）
　　２０万円の工事の場合　→　１８万円（１６万円又は１４万円※1）
　　３０万円の工事の場合　→　１８万円（１６万円又は１４万円※1）

併せて、他の工事をすることも可能ですが、住宅改修費は支給対象となる工事部分のみの支給となります。

４　住宅改修費の支給方法

〈受領委任払い〉

利用者が１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）分を施工事業者に支払い、９割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）は各区介護保険室から施工事業者に支払います。受領委任払いでの住宅改修を希望する場合、あらかじめ市に登録した事業者の中から施工事業者を選択することとなります。（登録をしていない事業者の場合は償還払いとなります。）登録業者の名簿は、各区介護保険室窓口で配布及び千葉市介護保険管理課ホームページで公開を行っています。

〈償還払い〉

利用者が工事費用の全額を施工事業者に支払った後、対象となる工事（上限２０万円）の９割（一定以上の所得のある方は８割又は７割）分を各区介護保険室に申請することにより支給を受けます。

※介護保険料未納による給付制限を受けている方は、償還払いによる支給となります。

５　利用の基本的な流れ（事前申請制度について）

手続の流れ

① ケアマネジャー等や施工事業者と相談、見積り
↓
②（工事前）「支給申請の届出」
↓
③「確認のお知らせ」通知　◎被保険者宛て
↓
④工事着工
↓
⑤工事完了及び代金支払
↓
⑥（工事後）「完了の届出」
↓
⑦住宅改修費の支給決定通知　◎被保険者宛て

受領委任払い制度を利用される場合は、必ず、市に登録した事業者の中から施工事業者を選択してください。

③「確認のお知らせ」後に工事内容を変更する場合は着工前に必ず「変更届出書」を提出してください。

千葉市では工事の適正な給付を目的として、一部の工事を対象に②⑥の際に実地調査へのご協力をお願いする場合があります。

必要な書類等

②の申請時に必要な書類　⇒　各区の窓口へ

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書　※1※2
- 工事費見積書（工事内訳書を添付）◎被保険者名義
  ◎複数の事業者から見積もりを取るようにしてください。
- 工事予定箇所の写真（日付入り）
- 住宅改修の予定の状態がわかる図面等
- 住宅所有者が異なる場合の承諾書

⑥の届出時に必要な書類　⇒　各区の窓口へ
(新規認定申請中の方は認定後、入院中の方は退院後に届出)

- 介護保険住宅改修完了届
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費請求書
  （◎受領委任払い制度を利用する場合には、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費請求書【受領委任払用】」をかわりに提出）
- 領収証（工事内訳書を添付）
  ◎被保険者名義
  ◎工事完了日以降のもの（手付金等の工事着工前の領収書や前金払い、中間払いは認めません。）
- 工事完了箇所の写真（日付入り）
- 完了後の状態がわかる図面等

※1　ケアマネジャー、千葉市あんしんケアセンターの他に千葉市社会福祉事業団が実施する障害者等住宅改造相談事業の相談員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の資格を有する者が、住宅改修が必要な理由書を作成することができます。ただし、資格免許証の写しなど資格を証する書類を添付する必要があります。

※2　住宅改修が必要な理由書を作成する者が、居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成しているケアマネジャー等と異なる場合は、当該ケアマネジャーと十分に連絡調整しておく必要があります。（調整済み同意欄）

○その他、対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

○住宅改修についての情報、支給申請等様式、受領委任払い事業者一覧（千葉市ホームページ）
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/form_download-citizens.html#no2

『参考』　千葉市住宅改修費支援サービスの助成（千葉市独自制度）

住宅改修費の助成は、介護保険の住宅改修費支給申請のほかに、市で行っている住宅改修費支援サービスと併せて申請することができる場合があります。助成割合は所得に応じて異なります。　各区高齢障害支援課 高齢支援班

［連絡先］　各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室

中央区	☎ 043-221-2198	花見川区	☎ 043-275-6401
稲毛区	☎ 043-284-6242	若葉区	☎ 043-233-8265
緑区	☎ 043-292-9491	美浜区	☎ 043-270-4073